

議案第 30 号

松阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部改正について

松阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例（平成 25 年松阪市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 14 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例

松阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例（平成 25 年松阪市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第 9 条第 1 項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」を「指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第 178 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」に、「する。」を「し、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が 1 日当たり 12 人以下となる数とする。」に改める。

第 44 条第 6 項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に、「限る。）」を「限る。）又は介護医療院」に改める。

第 45 条第 3 項、第 46 条、第 60 条第 3 項、第 72 条第 2 項及び第 73 条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第 78 条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 83 条第 3 項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。